

## 答申第 1 2 6 号

(諮問第 1 4 9 号)

### 答 申

#### 第 1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 6 月 23 日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経緯

##### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 6 月 9 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

大分県立別府鶴見丘高等学校について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法及び学校保健安全法の規定に基づいて令和 3 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 7 第 1 項の規定に基づいて、東部保健所長に令和 3 年 9 月 10 日までに提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料全部

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 4 年 6 月 23 日付けで、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき公文書不存在（公開請求に係る期間中は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料を作成又は取得していないため）を理由として非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 4 年 7 月 3 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 第 3 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記の非公開決定処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第53条の2第1項の規定により、学校長は、対象者に結核に係る定期の健康診断(以下「結核健康診断」という。)を実施する措置義務がある。

また、結核健康診断の対象者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号。以下「令」という。)第12条第1項で具体的に列挙されており、別府鶴見丘高等学校の教職員及び1年生に対して、学校長は、結核健康診断を実施しなければならない。

そして、対象文書は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。)第27条の5第1項各号に関する資料であり、結核健康診断実施日を含む月の翌月10日までに東部保健所あてに提出すべきものである。

同校において、1年生を対象にした検査は、令和3年4月1日から同年5月31日までは実施されているものと予想されるため、当該資料は、同年6月10日までは東部保健所に提出されているはずである。

よって、当該資料は、本件公開請求で掲げた同年9月10日までは確実に提出されてしかるべき文書であり、公文書不存在とすることは、法等の規定に抵触している状態であり合理的でない。

## 第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

法第53条の2第1項では、学校の長は、業務に従事する者、当該学校の生徒等に対して、結核健康診断を行わなければならないとされている。

また、令第12条第1項第1号において、学校の業務従事者については毎年度、高等学校の生徒については入学した年度に、当該定期の健康診断を実施することとされている。

そして、規則第27条の5第1項では、健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、受診者数等を1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、法第53条の7第1項の規定に従い、当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に報告しなければならないとされている。

規則第27条の5第1項各号で規定されている事項は、全て、教職員用の「結核定期健康診断結果報告(年報)」及び生徒用の「結核健康診断予防接種報告書(年報)」

(以下これらを合わせて「結果報告書」という。)に網羅されており、例年、別府鶴見丘高等学校は、同項に規定する報告として、結果報告書を東部保健所に提出してきた。

令和3年度において、同校では、令和3年5月20日に教職員及び生徒に対する結核健康診断を実施し、この日に受診できなかった者は、同年5月26日、6月4日及び25日、7月26日、28日及び29日、8月6日及び11日に他の検診機関や病院において受診した。そして、これらの結核健康診断の結果は、おおむね、受診日の約1～3週間後に結核健康診断を実施した各検診機関等から文書で同校へ報告された。この報告を元に、同校が、令和3年度に係る規則第27条の5第1項の規定に基づく報告として結果報告書にまとめ、令和4年3月25日に東部保健所に提出した。

よって、本件公開請求の対象となる公文書については、公開請求に係る期間中に作成又は取得していなかったため、不存在により非公開としたものである。

## 第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、別府鶴見丘高等学校（以下「当該高校」という。）において、令和3年4月1日から同年8月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に教職員及び生徒を対象に実施した結核健康診断について、規則第27条の5第1項の規定に基づいて、同年9月10日までに東部保健所長に提出した報告文書である。

### 2 公文書不存在による非公開決定の適否について

法第53条の2第1項の規定により、学校の長は、業務に従事する者、当該学校の生徒等に対して、結核健康診断を行わなければならないとされており、また、令第12条第1項の規定により、学校の業務従事者については毎年度、高等学校の生徒については入学した年度に、結核健康診断を実施することとされている。

そして、規則第27条の5第1項の規定により、結核健康診断実施者は、受診者数を1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、法第53条の7第1項の規定に従い、管轄の保健所長を経由して、知事に報告しなければならないとされている。

実施機関の弁明書によると、当該高校では、令和3年5月20日に教職員及び生徒に対する結核健康診断を実施し、この日に受診できなかった者は、同年8月11日までに他の検診機関や病院において受診したということである。そして、これらの結核健康診断の結果は、おおむね、受診日の約1～3週間後に結核健康診断を実施した各検診機関等から文書で当該高校へ報告され、この報告を元に、当該高校が、令和3年度に係る規則第27条の5第1項の規定に基づく報告として結果報告書にまとめ、令和4年3月25日に東部保健所に提出したということである。

上記の実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、また、実施機関の弁明書に添付された資料における報告年月日が令和4年3月25日となっていることからしても、本件公開請求に係る期間中に対象公文書を作成又は取得していなか

ったとする実施機関の説明は、信用できるものである。

したがって、本件公開請求の請求日時点で本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

### 4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月29日	諮 問
令和4年10月24日	事案審議（令和4年度第6回審査会）
令和4年12月21日	答申決定（令和4年度第7回審査会）

### 大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	